

# 需給契約条件

## 【低圧】

(九州電力管内)

2016年10月1日実施

取次事業者：グリーンコープ生活協同組合くまもと

小売電気事業者：一般社団法人グリーン・市民電力

## 一、料金プラン

基本的な料金プランは、次のとおりといたします。

料金プラン	グリーンコープでんき ファミリー プラン (九州電力の従量電灯 B に相当)
	グリーンコープでんき オフィス プラン (九州電力の従量電灯 C に相当)

## 二、グリーンコープでんき ファミリープラン

### 1 適用範囲

この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用する組合員で、次のいずれにも該当し、かつ、グリーンコープ生活協同組合くまもと（以下、「当生協」という）との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (2) 1 需要場所において動力を使用する料金プランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する料金プランとあわせて契約する場合で、組合員が希望され、かつ、組合員の電気の使用状態、当該エリアの一般送配電事業者（以下、「九州電力」という）の供給設備の状況等から九州電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1) に該当し、かつ、(2) の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、九州電力は、組合員の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

### 2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

### 3 契約電流

(1) 契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、組合員の申出によって定めます。

(2) 九州電力は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、組合員において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等を取り付けないことがあります。

### 4 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別紙2.（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別紙1.（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別紙1.（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1.（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別紙1.（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### (1) 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア	583円20銭
契約電流 30 アンペア	874円80銭
契約電流 40 アンペア	1,166円40銭
契約電流 50 アンペア	1,458円00銭
契約電流 60 アンペア	1,749円60銭

#### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円68銭
---------------------------	--------

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	2 2 円 6 3 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	2 5 円 5 7 銭

## 5 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、九州電力の所有とし、と九州電力の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所は組合員から無償で提供していただきます。
- (3) 組合員の希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）に、九州電力から当生協が実費を請求された場合は、組合員にその実費を請求します。

## 6 その他

- (1) この料金プランの適用後1年に満たない場合は、原則として他の料金プランに需給契約を変更することはできません。
- (2) この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給約款によるものといたします。

## 三、グリーンコープでんき オフィスプラン

### 1 適用範囲

この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯又は小型機器を使用する組合員で、次のいずれにも該当し、かつ、当生協との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1 需要場所において動力を使用する料金プランとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する料金プランとあわせて契約する場合で、組合員が希望され、かつ、組合員の電気の使用状態、九州電力の供給

設備の状況等から九州電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、九州電力は、組合員の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

## 2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または九州電力の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

## 3 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別紙. 3（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当生協または九州電力は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

## 4 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別紙2.（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別紙1.（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別紙1.（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1.（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別紙1.（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	2 9 1 円 6 0 銭
---------------------	---------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	1 6 円 6 8 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	2 2 円 6 3 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	2 5 円 5 7 銭

5 その他

(1) この料金プランの適用後1年に満たない場合は、原則として他の料金プランに需給契約を変更することはできません。

(2) この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給条件によるものといたします。

## 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1490$$

$$\beta = 0.2575$$

$$\gamma = 0.7179$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を下回る場合

$$\frac{\text{燃料費}}{\text{調整単価}} = (33,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が40,700円を上回り、かつ

50,300 円以下の場合

$$\frac{\text{燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 33,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が50,300 円を上回る場合  
平均燃料価格は、50,300 円といたします。

$$\frac{\text{燃料費}}{\text{調整単価}} = (50,300 - 33,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用するものとし、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの	その年の12月の検針日から翌年の1

期間	月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日の前日までの期間

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(税込)

1 キロワット時につき	0.176円
-------------	--------

## 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日までの期間に使用される電気に適用いたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

## 契約電力等の算定方法

「グリーンコープでんき オフィスプラン」の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルト

もしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$